

ベビーカーマーク（案）について

1. 作成の意義目的

ベビーカーが使用できる場所や設備、また、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備を示す図記号を表示することによって、ベビーカー使用者が安全で安心して利用できる場所や設備を明確化し、子どもの安全を守るとともに、周囲への理解・配慮を促すことで、子育てしやすい環境を確保する。

2. 掲出が想定される場所

(1) 案内図記号（ベビーカーが使用できる場所や設備）

- ・エレベーター
- ・鉄軌道車両内の車椅子スペース（公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインにおいて、ベビーカー使用にも配慮することとされているスペース）
- ・バス車両及び同車内のベビーカーが利用できる場所
- ・その他ベビーカーが優先的に使用できる場所や設備

(2) 禁止図記号

- ・エスカレーター
- ・その他ベビーカーの使用を禁止する場所や設備

3. 案内用図記号・禁止図記号のベビーカーマーク案の絞り込み

2. のように、案内図記号、禁止図記号としてのベビーカーマークの掲出が想定される場所があることから、本協議会では、これらのベビーカーマークを新たに作成することとし、これまでのWG等において、別紙1の各案をもとに検討を行ってきた。

その結果、ベビーカー使用者の性別を限定しない案2及び案3に対する評価が高かったため、これらに絞り込んだうえでISO及びJISに基づく理解度試験及び視認性試験（別紙2）を行い、マークを決定する際の一つの判断材料とする。なお、その際、案1についても、その禁止図記号が現時点でJISに登録されているものであることから、これも併せて試験を実施する。

なお、ベビーカーマークは、本試験の結果のみで決定するのではなく、社会の方向性に反しない等の様々な事情を考慮し、最終的に決定することが必要である。

4. 指示図記号について

指示図記号（たたむことを求める記号）については、別紙3のような案が一応考えられるが、これまでのベビーカー利用ルールの検討の結果によれば、「ベビーカーをたたむ」ことを指示する場面が想定されない。また、長距離列車や長距離バスの場合は、車両の構造上、たたむことが求められる場面が多いと考えられるが、これらは、図記号で明示しなくとも十分理解でき、図記号の必要性に乏しいため、指示図記号は作成しないこととする。